

三洋電機洋友会規約

第 1 条（名称）

本会は、三洋電機洋友会（以下「洋友会」または「本会」という）と称する。

第 2 条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、会員と会社の連帯感を強めることを目的とする。

第 3 条（会員）

本会は、下記会社に在籍していた役員（相談役、顧問含む）、社員（出向社員含む）で、洋友会への入会者（以下「会員」という）によって構成するものとする。

- （1） 三洋電機株式会社、及び三洋電機労働組合と労働協約を締結していた会社等に在籍し退任した役員及び勤務し退職した社員で、入会時満 50 歳以上であること
- （2） パナソニック株式会社及びパナソニックグループ会社に在籍し退職した社員で入会時満 50 歳以上であること
- （3） 洋友会入会においては、入会地区会員の推薦、及び地区会長の証人が得られること
- （4） 入会時会員には「三洋電機洋友会会員証」（以下会員証）を貸与すること、会員証を紛失・破損の場合、所属地区にて再発行の手続きをすること

第 4 条（事務局）

本会は、本部事務局を大阪府大東市赤井 1 丁目 2 番 10 号ポップタウン住道本館 6 階に置き、地区事務局を各地区に置くものとする

第 5 条（組織）

本会の組織は、本部及び地区にて構成するものとする。

第 6 条（活動）

本会は、下記の活動を行うものとする

- （1） 会報誌「洋友」（年 4 回発行）による情報提供
- （2） ホームページを利用した情報提供

(3) 文化・教養活動のための会合等の開催

(4) その他、本会の目的達成に必要な事項

第 7 条（慶弔金）

長寿祝（会員本人）	弔事（会員本人）	弔事（配偶者）
喜寿（77 最）10,000 円	① 弔慰金 10,000 円	お供え等 5,000 円
米寿（88 歳）20,000 円	② 供花 15,000 円程度	↓
白寿（99 歳）50,000 円	弔事連絡：メッセージカードもしくは 2,000 円程度の弔電対応	※逝去後 3 ヶ月以内に会員本人の申請によりお供えする
金婚祝 5000 円		

金婚祝い：ご結婚月の 6 ヶ月前から 1 ヶ月後までの期間に会員本人の申請により贈呈

第 8 条（本部役員）

本会に次の役員を置くものとする。

会長 1 名、副会長 2 名、会計 2～4 名、会計監査 2 名、幹事若干名、事務局（会社派遣）、及び必要に応じて相談役、顧問若干名を置くことが出来る。

第 9 条（地区役員）

本会に次の地区役員を置くものとする。

会長 1 名、副会長 1～3 名、会計 2～4 名、会計監査 2 名、幹事若干名、事務局（会社派遣）、及び必要に応じて相談役、顧問を置くことが出来る。尚、地区会長は、本部役員を兼ねるものとする。

第 10 条（役員の選出）

役員については、本部装荷及び地区総会に於いて決定するものとする。

第 11 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年間とする。但し、再任を妨げないものとする。

第 12 条（会計）

1. 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄の 1 年間とするものとする。

2. 本会の運営は、会員の入会金・年会費・及び会社の助成金その他を充てるものとする。

(1) 入会金 20,000 円、年会費 4, 800 円（活動費 3,600 円慶弔引当金 1,200 円）を基本とする但し、入会時の活動費は入会月に応じて月割りとする

(2) 入会金・年会費は返却しないものとする。

(3) 入会金・慶弔引当金は、第 7 条の慶弔金制度の適用を基本とする。

3. 年会費は、年齢により下記の通り適用するものとする。

(1) 満 60 歳未満の入会者は、年会費（活動費）3,600 円とし、満 60 歳を迎えた翌年度より年会費 4, 800 円とする。

(2) 満 61 歳以上の入会者は、慶弔引当金の徴収方法を下記の項目から選択できるものとする。

1) 入会時に慶弔引当金の不足分(1200 円×年数)を一括で徴収する。

2) 慶弔引当金(1, 200 円)を入会以降 20 年間継続して徴収する。本項目を適用する場合、加入地区で徴収管理を行い、地区間の移動者が発生した場合、受け入れ地区に徴収開始・徴収終了年の情報を伝達するものとする

(3) 満 80 歳を迎えた会員は、翌年度より慶弔引当金を免除し、年会費 3,600 円とする 但し、上記（2）の 2）を選択した会員は、慶弔引当金を 20 年間徴収した翌年度より免除とする。

(4) 満 88 歳を迎えた会員は、翌年度より名誉会員として年会費を免除する。但し（2）の 2）を選択した会員は、年会費の中の慶弔引当金を 20 年間徴収した翌年度より適用とする。

第 13 条（総会）

総会は、定期総会及び臨時総会とし、本部及び地区で開催するものとする。

(1) 定期総会は、年 1 回 4 月を基本として開催

(2) 臨時総会は、必要ある場合に会長の招集により開催

第 14 条（報告及び計画の承認）

本部及び地区の総会に於いて、活動報告・決算報告（会計監査含む）及び活動計画・予算計画の承認を得るものとする。

第 15 条（会員資格の消滅）

1. 会員の資格は、次の何れかの状況が発生した場合に消滅するものとする。

- (1) 会員本人が逝去した場合
- (2) 会員本人より退会の届け出があった場合
- (3) 1ヶ年に渡り年会費の入金がない場合
- (4) 会員としてふさわしくない言動があり、臨時総会にて不適格と認定された場合

2. 会員は、資格が消滅した場合、会員証を所属地区に返却することとする。

<付則>

- 1. 本規約の改定は、地区会長と協議のうえ、本部総会で決定するものとする。
- 2. 本規約は、平成元年 7 月 6 日より施行するものとする

<改定>

- 1. 本規約の改訂履歴は、別途保管する
- 2. 本規約は、令和 6 年 4 月 2 4 日より履行するものとする。